水俣病総合対策費補助金	三四
被害健康補償給付支給事務費交付金	三〇
石綿健康被害救済事業交付金	二二
放射線健康影響調査等交付金	二八
環境保全研究費補助金	二〇
新産業創出等研究開発推進事業費補助金	三八
国立研究開発法人国立環境研究所施設整備費補助金	三四
原子力規制人材育成事業費補助金	三一
新しい地方経済・生活環境創生基盤整備交付金	二〇
沖縄振興公共投資交付金	二五
国立公園等資源整備事業費補助金	一九
二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金	二六
二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金	二七
公害健康補償給付支給事務費交付金	三〇
公害健康被害補償給付支給事務費交付金	三一
公害健康被害補償給付支給事務費交付金	二五

変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの
公衆浴場用のもの
工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの
塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの及び冷蔵倉庫用のもの（倉庫事業の倉庫用のものを除く。）
塩、チリ硝石その他の著しい潮解性を有する固体を常時蔵置するためのもの及び著しい蒸気の影響を直接全面的に受けるもの
その他のもの
倉庫事業の倉庫用のもの
冷蔵倉庫用のもの
その他のもの
金属造のもの（骨格材の肉厚が四ミリメートルを超えるものに限る。）
事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの
店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの
飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの
変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの
旅館用、ホテル用又は病院用のもの
公衆浴場用のもの
工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの
塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの
塩、チリ硝石その他の著しい潮解性を有する固体を常時蔵置するためのもの及び著しい蒸気の影響を直接全面的に受けるもの
その他のもの
倉庫事業の倉庫用のもの
冷蔵倉庫用のもの
その他のもの
金属造のもの（骨格材の肉厚が三ミリメートルを超え四ミリメートル以下のものに限る。）
事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの
店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの
飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの

脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金	二五
脱炭素成長型経済構造移行推進対策費交付金	二四
原子力災害対策事業費補助金	一九
原子力規制研究技術基盤構築事業費補助金	二四
福島再生加速化交付金	一五
原子力施設等防災対策等交付金	一九
放射線影響等研究開発等推進事業費補助金	一九
放射線量低減対策特別緊急事業費補助金	二二
脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金	一九
脱炭素成長型経済構造移行推進対策費交付金	一五
原子力災害対策事業費補助金	一九
原子力規制研究技術基盤構築事業費補助金	二四
福島再生加速化交付金	一七
原子力施設等防災対策等交付金	一九
放射線影響等研究開発等推進事業費補助金	一九
放射線量低減対策特別緊急事業費補助金	二二

変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの
旅館用、ホテル用又は病院用のもの
公衆浴場用のもの
工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの
塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの及び冷蔵倉庫用のもの
塩、チリ硝石その他の著しい潮解性を有する固体を常時蔵置するためのもの及び著しい蒸気の影響を直接全面的に受けるもの
その他のもの
金属造のもの（骨格材の肉厚が三ミリメートル以下のものに限る。）
事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの
店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの
飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの
変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの
旅館用、ホテル用又は病院用のもの
公衆浴場用のもの
工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの
塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの及び冷蔵倉庫用のもの
木造又は合成樹脂造のもの
事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの
店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの
飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの
変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの
旅館用、ホテル用又は病院用のもの
公衆浴場用のもの
工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの
塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの及び冷蔵倉庫用のもの
塩、チリ硝石その他の著しい潮解性を有する固体を常時蔵置するためのもの及び著しい蒸気の影響を直接全面的に受けるもの
その他のもの
金属造のもの（骨格材の肉厚が三ミリメートル以下のものに限る。）
事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの
店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの
飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの